

随意契約締結状況(平成29年1月1日～平成29年3月23日)

物品役務等の名称及び数量 (契約件名)	契約案件 担当部署	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は名称及 び住所	随意契約によることとした根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額 (円)	落札率	再就 職の 役員 の数	企画競 争等参 加者数	過去に同様の契約があった場 合にはその状況(平成19年度 以前省略)	昨年度の契約監視委員会の 審議を踏まえた見直し結果	契約監視委員会の所見
1 労働統計データベースのデー タ抽出業務の委託	調査部(統 計解析担 当)	H29.1.16	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	会計規定第41条第4項及び契約事務実施細 則第29条第1項ロ 労働統計データベースは、開発業者である 富士通株式会社が著作権を保有している。 そのため会計規程第41条第4項の規定によ り、随意契約による場合を定めている契約事 務実施細則第29条第1号ロ(「契約上特殊の 物品又は特別の目的があるため買入先が特 定され、又は特殊の技術を必要とするとき」 を適用。 平成26年10月1日付け総務省行政管理局 「独立行政法人の随意契約に係る事務につ いて」において、「契約上特殊の物品又は特 別の目的があるため買入先が特定され、又 は特殊の技術を必要とするとき」の例として 「電算システムのプログラム改良又は保守で あって、当該システムの著作権その他の排 他的権利を有するシステム開発者にしかで きないと認められるものを当該プログラム開 発者に行わせるとき」があげられている(2の (1)の②)。	6,524,927	6,210,000	95.2%	0	—	—	—	業務終了後、作業工数の 検証を行う必要がある。

・随意契約とすることとした理由欄の記載にあたっては、根拠条文だけでなく、具体的な理由を記載すること。